

「建築物除却届（建築基準法第15条第1項）」の オンライン提出が可能になりました

これまで窓口・郵送のみで受け付けていた「建築物除却届」について、**令和7年7月17日**よりオンラインでの受付が可能となりました。
ぜひご利用ください。

（従来の窓口・郵送提出につきましても、引き続きご利用可能です。）

申請ページはこちら⇒
（初回はアカウントの作成が必要となります。）



（本件に関するお問い合わせ先）
都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課 調整グループ
TEL 06-6210-9721 FAX 06-6210-9719

除却届に関するQ&Aはこちら⇒

